

NEWSWAVE

発行

株式会社 常陽経営コンサルタンツ

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

新型インフルで欠勤中の賃金は？ 労基法「休業手当」扱いでQ&A

新型インフルエンザ感染はこれからが正念場。企業活動に影響を及ぼす可能性が現実味を帯びてきている。厚生労働省は9月末、欠勤中の休業手当の扱いで基本的なQ&Aを作成した。今後、保健所の要請等が変更される可能性もあるので注意が必要。

Q 1. 新型インフルに感染したため休業させたら、会社は労働基準法第 26 条に定める休業手当を支払う必要があるか。A. 一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないとされ、休業手当を支払う必要はない。しかし、医師や保健所による指導や協力要請の範囲を超えて（外出自粛期間経過後など）休業させる場合には、休業手当を支払う必要がある。

Q 2. 社員に発熱などの症状があるため休業

させる場合は、会社は支払う必要があるか。A. 新型インフルかどうかの確認前に、発熱で自主的に休む場合は、通常の病欠と同様の取り扱いでよい。熱が 37 度以上など一定の症状があり一律に社員を休ませる場合、使用者の自主的な判断だから休業手当を支払う必要がある。

Q 3. 感染者の近くで仕事をしている濃厚接触者の休業はどうか。A. 保健所による協力要請等による場合は一般的には該当しない。社員の家族に感染者が出て休業させる場合も同じ。

Q 4. 感染の疑いのある社員を、一律に年次有給休暇の取得扱いとするのは違反か。A. 原則として使用者が一方的に取得させることはできない。病気休暇扱いは就業規則等に準拠する。

08 年分民間の平均給与は最大減少 前年度比 7.6 万円減少の 430 万円

2008 年 1 年間を通して民間企業に勤めた給与所得者の平均給与は 429 万 6 千円で、前年に比べ 1.7% (7 万 6 千円) 減少したことが、国税庁がこのほど発表した民間給与の実態統計調査結果でわかった。

前年は 10 年ぶりに増加した民間給与だが、2008 年分は一転して減少、その減少率は 2001 年の 1.5% を上回り過去最大となった。企業業績が悪化したことにより給与が大きく落ち込んだことが要因とみられている。

同調査は、全国の約 2 万 3 千事業所、約 31 万 5 千人の数値をもとに推計したもの。

調査結果によると、平均給与 429 万 6 千円の内訳は、平均給料・手当が前年比 1.0% (3 万 5 千円) 減の 365 万円、賞与が同 6.0% (4 万 1 千円)

減の 64 万 6 千円とともに減少した。平均給料・手当に対する平均賞与の割合は昨年より 0.9 ポイント減の 17.7% となり、ここ 5 年間続いていた 18% 台の低水準からさらに低下した。

男女別の平均給与は、男性 (平均年齢 44.5 歳、平均勤続年数 12.9 年) が前年比 1.8% (9 万 7 千円) 減の 532 万 5 千円、女性 (同 44.3 歳、9.4 年) が同 0.1% (2 千円) 減の 271 万円。

なお、1 年を通じて勤務した給与所得者総数は 4,587 万 3 千人で、前年に比べ 1.0% (44 万 8 千人) 増と 2 年連続で増加したが、給与総額は 197 兆 670 億円で、同 0.8% (1 兆 5,226 億円) 減と減少に転じた。